

第5期消費者基本計画（素案）について一般社団法人電子決済等代行業者協会より提出した意見

【要望】

〈金融・決済関連データのアクセス権の明確化に関する法整備等の検討〉

「次期消費者基本計画策定に向けた消費者委員会意見（第2回）」

https://www.cao.go.jp/consumer/content/20240927_iken.pdf

において

『決済制度の安全性の確保に向けて、デジタル技術を活用することも考えられる。関係行政機関は、消費者の金融・決済関連データのアクセス権の明確化に関する法整備等こうした技術が普及促進されるよう検討することも重要である』

との意見が提示されているが（P3）、現在の「第5期消費者基本計画（素案）」

（以下「計画素案」）には相当する記述が見られないため、当該記述を計画素案に反映していただきたい。

【理由】

デジタル技術が浸透する社会の中で、金融・決済取引のデータを消費者が一元的に把握したり、ダークパターン（意図せず何かを購入させたりする手法）を避けられるユーザーインターフェイスが第三者の事業者から提供されることは、金融・決済に関する自由な意思決定を支え、消費者をエンパワーするためにもますます重要となってきた。

（同趣旨の記述が「消費者をエンパワーするデジタル技術に関する専門調査会報告書（P40）」にもある）

また、上記「権利」が不明確なままでは、電子決済等代行業者からのアクセスが不安定化したり、アクセスができなくなることも考えられ、当協会会員企業の中には、実際に金融機関へのアクセスができなくなった事例も出てきている。このような事態が拡大した場合には、これまで向上してきたユーザーの利便性や業務効率を損ない、国全体としても重大な効率性の低下を招く事態となることが懸念されるが、このような状況を避けるためには、関係各省庁においても所管事業者を指導できる明確な根拠が必要であり、そのための基礎として当該「権利」の明確化も必要であると考えている。

なお、欧州、英国、米国、豪州、ニュージーランド、ブラジル、韓国では法令の本文中又は条文・章タイトルにデータアクセスやデータポータビリティ等に関する「権利」の記述がある。また、消費者保護を主管する官庁が法令整備を行ったり（米国、カナダ、豪州）、法令整備に当たっても消費者保護の観点が含まれるなど「権利」の記述に当たって消費者保護も強く意識される潮流がある。

当該「権利」が法令上の概念として明確化されていることは、金融・決済関連データへの、電子決済等代行業者や第三者の事業者からのアクセスを確保するための重要な基礎となるものであり、デジタル技術が浸透する社会の中で、消費者をエンパワーしつつ、エンドユーザーの利便性や業務効率を向上させ、決済制度の安全性を確保するためにも、必要不可欠な要素であると考えていることが、上記要望の理由である。

【計画（案）対象箇所】 P32、12行、第4章